

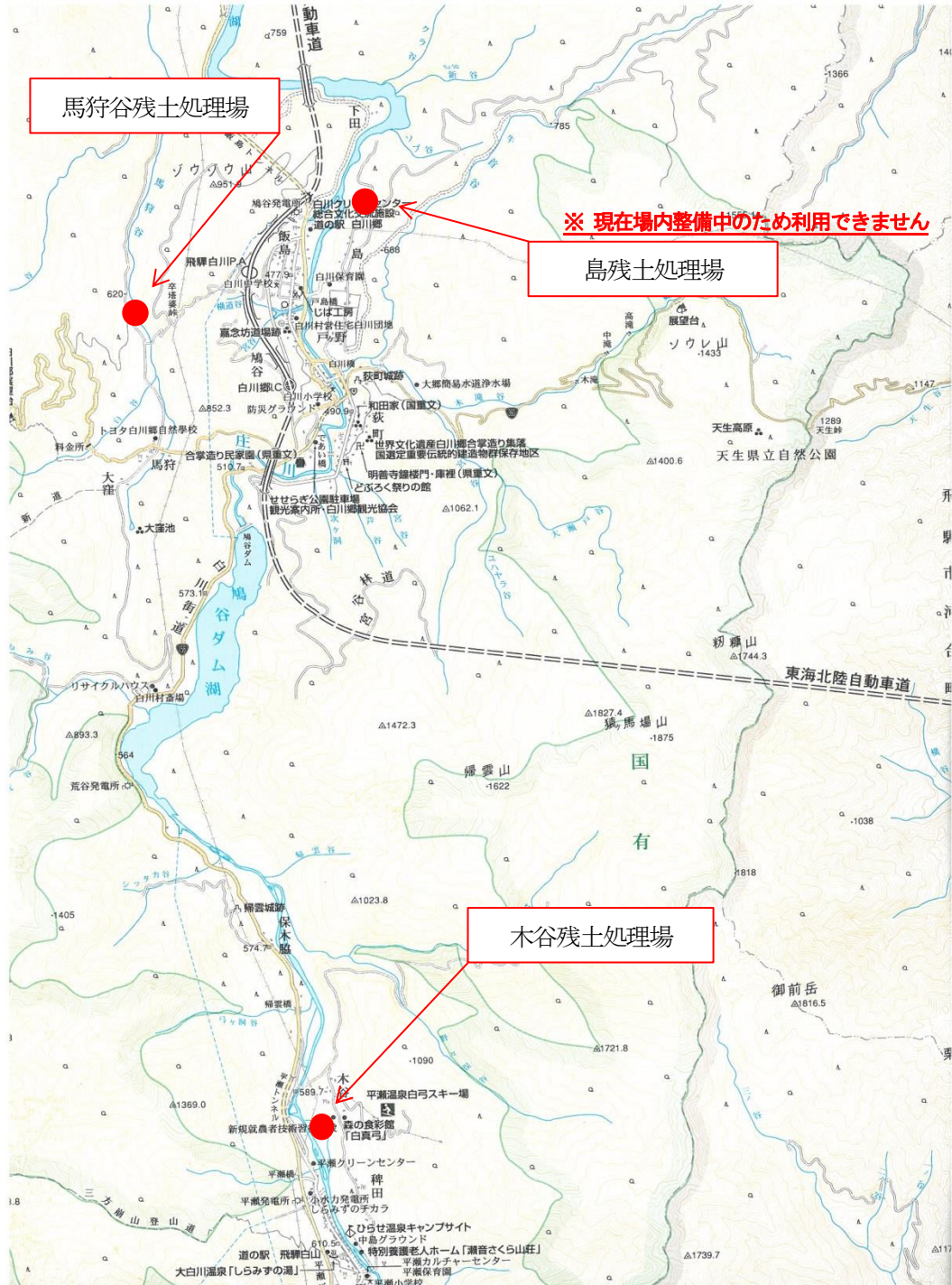
木谷残土処理場
馬狩谷残土処理場
島残土処理場

利用の手引

(令和8年4月1日改正版)

白川村

残土処理場位置図



白川村木谷残土処理場・馬狩谷残土処理場・島残土処理場利用の手引

1. 主旨

この手引は、白川村が運営する残土処理場の円滑な利用に資するため、その搬入・搬出の要領及び留意事項を定めたものです。

2. 処理場の名称及び所在地

① 名 称 木谷残土処理場（きだに）

所在地 大野郡白川村木谷字上ヲコシ

② 名 称 馬狩谷残土処理場（まがりだに）

所在地 大野郡白川村飯島字ヲフラ越

③ 名 称 島残土処理場（しま）

所在地 大野郡白川村島字川原

**※ 島残土処理場
現在場内整備中のため利用できません**

3. 処分できる残土

処理場で処分できる残土は、盛土、土地造成等に利用できるもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材、汚泥、その他の産業廃棄物及び一般廃棄物）及び有害物質を含まないものとします。（以下「残土」という。）

4. 利用できる者

処理場を利用できる者は、白川村内で施工される公共建設工事にかかる請負契約を締結している者としてします。また、白川村内で行われる民間工事の残土についても受け入れます。

5. 搬入・搬出時間及び休業日等

① 搬入・搬出時間

午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後4時30分までとします。

② 休業日は原則として次に掲げる日とします。

ア 土曜日、日曜日、祝日

イ 12月1日から翌年の3月31日まで（冬期間は休業とするが、やむを得ず搬入・搬出を必要とする場合は木谷残土処理場を利用すること。ただし、事前に村と協議をしたうえで利用し、場内道路の除雪については処分場利用者で行うこと。）

6. 書類の様式等

書類の様式等については次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------|
| ① 建設残土搬入承認申請書 | (様式第1号) |
| ② 土砂搬出承認申請書 | (様式第2号) |
| ③ 建設残土搬入承認書 | (様式第3号) |
| ④ 土砂搬出承認書 | (様式第4号) |
| ⑤ 建設残土搬入変更承認申請書 | (様式第5号) |
| ⑥ 土砂搬出変更承認申請書 | (様式第6号) |
| ⑦ 建設残土搬入変更承認書 | (様式第7号) |
| ⑧ 土砂搬出変更承認書 | (様式第8号) |
| ⑨ 建設残土搬入完了届 | (様式第9号) |
| ⑩ 土砂搬出完了届 | (様式第10号) |

7. 利用の手続き

- (1) 利用希望者（受注者等）は、搬入・搬出開始希望日の10日前までに建設残土搬入承認申請書（様式第1号）若しくは、土砂搬出承認申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて村に提出してください。村は審査の結果、申請内容が適正であると認めるときは、建設残土搬入承認書（様式第3号）若しくは土砂搬出承認書（様式第4号）を交付します。
 - ① 申請書類は白川村の担当窓口または村ホームページから入手することができます。
 - ② 建設残土搬入承認申請書及び土砂搬出承認申請書には発注者の確認印が必要です。なお、申請内容に変更が生じたときは、建設残土搬入変更承認申請書（様式第5号）若しくは土砂搬出変更承認申請書（様式第6号）を提出して承認を受けてください。
- (2) 受注者等は、当該工事が完了したときは、建設残土搬入完了届（様式第9号）若しくは土砂搬出完了届（様式第10号）を提出してください。
- (3) 受注者等は、残土の運搬を運搬業者に委託したときは、その責任において厳正な監督を行ってください。

8. 運搬及び搬入・搬出時における注意事項

- (1) 残土以外のものを搬入しないでください
- (2) 過積載をしないでください
- (3) 処理場内及び運搬途中において、騒音・振動・粉塵で迷惑をかけないでください
- (4) 処理場内で事故が発生した場合は、直ちに処理場委託業者に連絡してください

9. 使用料（搬入・搬出）の支払い

- (1) 使用料は、搬入1 m³ 当たり 2, 750円（税込み単価）、搬出1 m³ 当たり 550円（税込み単価）です。
- (2) 仮設工等で残土処理場内の土砂を一時的に搬出し、工事完了後に再び土砂を搬入する場合の使用料は、搬出1 m³ 当り 220円（税込み単価）、搬入1 m³ 当り 330円（税込み単価）とします。この場合、必ず仮設工等で搬出した土砂を搬入してください。
- (3) 使用料は完了届を受理後、請求しますので期限までに支払いをお願いします。

10. 搬入の拒否等

次の各号に該当するときは、残土の搬入・搬出を拒否し、又は搬入・搬出を中止させていただきます。

- (1) 残土以外のもの及び残土以外のものが混入しているものを搬入しようとしたとき。なお、既に搬入している場合は自己の責任において撤去させていただきます。
- (2) 処理場の円滑な運営に著しく不誠実であると認められるとき。また、委託業者の指示に従わないとき。
- (3) 使用料を指定期日までに支払わなかったとき。
- (4) 過積載等法令違反が認められたとき。

11. 損害賠償等

受注者及び運搬業者は、処理場内で搬入・搬出車両等に損害が生じた場合は、自らの責任において処理を行ってください。

1 2. 発注者の責務

発注者は、処理場での残土の処分が適正かつ安全に行われるよう受注者等を指導監督してください。

1 3. 関係法令の遵守

処理場への残土の運搬、搬入・搬出については、この手引の他、関係法令を遵守してください。

1 4. その他

申請書等の提出先及び問い合わせ先は、下記までお願いします。

〒501-5692 岐阜県大野郡白川村鳩谷5 1 7番地 白川村役場 建設課

○ TEL 05769-6-1311 ○ FAX 05769-6-1709